

No.			
所長	主査	契約職員	係

公園施設利用許可申請書

戸田公園 指定管理者 様

申請日

住 所

団体名

(代表者)

氏 名

連絡先

埼玉県都市公園条例第 1 0 条第 1 項及び埼玉県都市公園に関する規則第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の利用の許可を受けたいので申請します。

記

※利用施設及び区分に✓を記入（選択）し、別紙利用明細もご記入ください	集会室	[管理棟]	(1 F)	(2 F)	☐ 半日 ☐ 一日 ☐ 2時間 ☐ 時間外（1時間～）
		☐ 大会本部A ☐ 大会本部C ☐ 大会本部D	☐ 会議室A ☐ 会議室B ☐ 会議室C ☐ 会議室D ☐ 会議室E		
			☐ 第 1 艇庫諸室	☐ 第 2 艇庫Mルーム	
利用期間及び時間 ※別紙利用明細もご記入ください	利用日：				
		利用時間：		～	
	※全体の利用時間をご記入ください。				
利用の目的 (大会名・行事名)					
利用中の責任者 及び連絡先	団体名：				
	氏 名：				
	連絡先：				
利用人数	集会室				
利用者区分					



※個人情報の取り扱いについて

申請頂く個人情報については、各施設のご利用にあたっての貸出業務のために使用します。お客様ご本人から開示、訂正等を求められた時には速やかに対応します。また、法令に基づく場合以外に第三者への提供、開示及び個人情報の取扱いを業者に委託することはありません。

上記の利用申請に当たっての個人情報の取扱いについて、該当する項目の□にチェックしてください。なお、個人情報の提出については任意ですが、ご提出いただく情報は施設をご利用いただくために必要な情報であり、ご同意いただけない場合はご利用をお断りする場合がございます。

☐ 同意する

☐ 同意しない

(公財)埼玉県公園緑地協会 戸田公園管理事務所長
個人情報保護管理者:(公財)埼玉県公園緑地協会 専務理事
TEL 048-442-2424 FAX 048-442-2480

次の利用許可条件について、内容を確認し、遵守することを誓約します。

(日付)

申請者:

【利用許可条件】

- 1 利用期間中、公園利用者に支障を及ぼさないように十分配慮すること。
- 2 利用期間中における事故については、申請者の責任において一切処理すること。
- 3 公園施設等を損傷又は破損したときは、申請者において速やかにこれを修理又はその損害を賠償すること。
- 4 利用する施設の状態について、利用開始直前に、あらためて安全点検を実施し、事故発生のおそれがないことを確認しておくこと。
- 5 施設及び備品等の利用において、使用前の状態に戻すことを原則とし、これがかなわない場合には復旧に係る費用を請求することがある。
- 6 利用中に施設内に設置する物件等については、事前に指定管理者の承認を得るとともに、当該設置物件等を変更又は撤去する場合は、変更の実施前又は撤去後に指定管理者に報告し、その指示及び確認を受けること。
- 7 次の各号の一に該当するときは、利用の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。
 - (1) 災害・事件・事故等により利用者の安全を確保する必要があるとき
 - (2) 集中豪雨・台風に備え、埼玉県が発議に基づき漕艇場の水位を下げるとき
 - (3) 利用者が許可条件に違反したとき
 - (4) 指定管理者において利用場所を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき
- 8 前項の規定により利用許可を取消し又は変更した場合、指定管理者はその取消し又は変更によって生じた損失を補償しない。
- 9 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、自己の負担と責任において指定管理者の指定する期限までに利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、別に指定管理者が承認したときはこの限りでない。
- 10 利用に伴う遵守事項
 - (1) 公園内で車両（自転車を含む）を通行させることや漕艇場上空で無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛行させる場合は、①目的、②手段、③内容、④責任者、⑤公園利用者への安全策等について、事前に指定管理者の承認を得ること。
 - (2) 指定管理者が別途提示する「戸田公園利用者遵守事項」、「戸田公園漕艇場における大会開催時の注意事項」を遵守すること。
- 11 都市公園法、埼玉県都市公園条例及びこの許可条件を遵守すること。

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヵ月以内に、戸田公園指定管理者（公益財団法人埼玉県公園緑地協会 代表理事）を被告として提起しなければなりません。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

